

芸術学部音楽領域プロフェッショナルアーティストコース履修に関するガイドライン

(プロフェッショナルアーティストコースの学び)

本コースは、世界レベルの音楽表現者を目指す、音楽家養成に特化したコースである。ピアノをはじめ、声楽、弦管打楽器、電子オルガン、作曲の各分野において、音楽家として世界で活躍できる人材を養成するための、高度で多角的な専門教育カリキュラムを用意している。具体的には、他のコースと比べて倍となるレッスン時間（90分）の設定や、各界トップレベルの教授陣による特別個人レッスンの実施、そして国際舞台で活躍するために不可欠な語学スキル（英会話）を有し、高度な音楽スキルとグローバルに活躍するための素養を身につけ、卒業後は一人の音楽家として、世界レベルのステージで活躍できるアーティストを養成することが本コースの狙いである。

(カリキュラム)

1 (1) 本コースにおける1年次及び2年次の専門科目のカリキュラムは、履修ガイドに記載されている1年次及び2年次の開設専門科目を履修すること。演奏または作曲実技は、「音楽表現実技Ⅰ/Ⅱ」「総合音楽実技1/2」を履修することが必須要件となる（「音楽表現実技」と「総合音楽実技」は、同じ専攻実技で履修すること）。

声楽・鍵盤楽器・弦管打専攻の学生は、演奏家としてのスキルアップを目的として「室内楽Ⅰ-1/2・Ⅱ-1/2」を履修することを必須要件とする。

また、理論科目である「ソルフェージュ実習Ⅰ-1/2・Ⅱ-1/2」と「和声学Ⅰ-1/2・Ⅱ-1/2」を必須要件とする（「和声学」は作曲専攻の学生を除く）。

さらに、海外留学や外国人と高いレベルの言語・演奏でのコミュニケーションができるようにするために「英語リテラシー1/2 [ProA]」も必須要件とする。

(2) 本コースにおける3年次及び4年次のカリキュラムは、履修ガイドに記載されている3年次及び4年次開設専門科目を履修すること。演奏または作曲実技は、「音楽表現実技Ⅲ/Ⅳ」「総合音楽実技3/4」「卒業研究（音楽）」を履修することが必須要件となる（「音楽表現実技」と「総合音楽実技」は、同じ専攻実技で履修すること）。

声楽・鍵盤楽器・弦管打専攻の学生は、音楽解釈のスキルアップを目的として「和声学Ⅲ-1/2」を履修することを必須要件とする。

作曲専攻の学生は、作曲及び編曲のスキルアップを目的として「オーケストレーション演習1/2」を履修することを必須要件とする。

なお、弦管打コースに設定されている「室内楽Ⅲ-1/2・Ⅳ-1/2」について、声楽・鍵盤楽器専攻の学生も必要に応じて履修（選択）することができる。

(全学総合共通科目及び専門共通科目の履修))

2 (1) 本コースの学生は、全学総合共通科目の一般科目群に属する授業科目のうち、「大学生になる」「日本語表現」「情報メディア演習」「英語1」「英語2」「コミュニケーション英語1」「コミュニケーション英語2」及び「キャリア1」の単位を修得するものとする。

さらに、海外留学や外国人と高いレベルの言語・演奏でのコミュニケーションができるようにするために、「キャリア 3 [ProA]」「キャリア 4 [ProA]」も必須要件とする。

(2) 本コースの学生は、専門共通科目に属する授業科目のうち、「芸術鑑賞」の単位を修得するものとする。

(1 年次及び 2 年次における履修方法)

3 本コースの学生は、2 年次を修了するまでに、目安として 62 単位を修得するものとする。

(資格関連科目)

4 (1) 教育職員免許状を取得しようとする者は、学則第 12 条に定めるところにより、「教育の基礎的理解に関する科目」「教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目」及び「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に規定する科目」の単位を修得しなければならない。

(2) 学芸員資格を取得しようとする者は、学則第 16 条第 1 項に定めるところにより学則別表 4-1 に定める単位を修得しなければならない。

(改廃)

5 このガイドラインの改廃は、芸術学部長及び芸術学科長の承認を経て、音楽領域主任が行う。

附則

このガイドラインは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。